平成２９年（フ）第３３号
神奈川県足柄上郡大井町金手２番地４　コスモスＮｏ．３　103号室
債務者　高清水敏行
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３７号
神奈川県中郡二宮町二宮1352番地の８　メゾン・プリマＤ一101号
債務者　上原　麻美（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８号
神奈川県平塚市公所444番地の５　行谷テラスハウス、前住所神奈川県平塚市高村26番地高村団地20　501
債務者　加瀬　貴子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１０３号
名古屋市中川区南脇町２丁目32番地　コンフォールメゾン101号
債務者　小塚とき子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５４号
茨城県つくば市大角豆424番地２、前住所茨城県土浦市天川２丁目30番49号
破産者　島名　勝利
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４８号
さいたま市北区吉野町１丁目437番地10　サンヒルズツツジガオカ101号室、旧住所埼玉県上尾市柏座１丁目９番28号　上尾サンハイツ105
破産者　斎藤　　晋
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
埼玉県児玉郡神川町大字元原161番地１　あずま荘10号、旧住所群馬県吾妻郡草津町大字草津272番地135
破産者　平野　宜子（旧姓早部）
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０８号
埼玉県熊谷市久保島677番地１　プランタンローゼ201
破産者　津島　　崇
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６２号
福井県越前市府中２丁目５番６号
破産者　小林　光雄
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
島根県益田市あけぼの西町５番地８（101）、前住所島根県益田市乙吉町イ664番地
破産者　大島　佳子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１１３７号
埼玉県飯能市大字中藤中郷518番地５、旧住所埼玉県桶川市大字倉田44番地の６
破産者　今野　　茂
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番24－Ａ－201号
破産者　新川　芳忠
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０１号
兵庫県神戸市兵庫区浜崎通２番31－505号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡678番地の１ラビランスＡ－105
破産者　石井　宏明
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３８号
埼玉県入間市大字二本木1083番地１、前住所埼玉県入間市大字二本木1206番地　スズキヤ方
破産者　斉藤たき子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８８号
埼玉県ふじみ野市元福岡１丁目３番18号　和貴ハイム202号
破産者　根本　京子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７０号
神奈川県平塚市桃浜町30番５－305号　レジェンド湘南平塚、前住所神奈川県平塚市菫平２番７号
破産者　大塚　嘉靖
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５５号
神奈川県平塚市宮松町16番９号　ウィステリア湘南202号
破産者　松田　直人
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部